

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

➤ 企業間の連携

当社は、サプライチェーンにおける社会的責任を果たすにあたり、WEB上にCSR調達に関する教育資料を掲示・提供することで取引先におけるCSR調達推進をサポートします。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

当社は、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

➤ ホワイット物流

当社は、「ホワイット物流」推進運動の趣旨に賛同し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、物流の改善に取り組めます。

➤ サプライヤー向け人権相談窓口

当社は、サプライヤーの皆様と協力し、サプライチェーンにおける人権尊重の取り組みを強化します。その一環として、当社と直接お取引のあるサプライヤーの皆様から、当社が関与する人権問題に関するご相談を受け付ける「サプライヤー向け人権相談窓口」を設けています。

2023 年 7 月 1 日
2025 年 4 月 1 日 更新
2026 年 6 月 1 日 更新

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 ENEOS マテリアル

代表取締役社長 志賀 智